



産業廃棄物処理施設設置許可証

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2
 氏 名 株式会社ミナミ
 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名] 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事 村井嘉浩



許可の年月日	平成31年1月30日	許可番号	10-93-0
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類：がれき類等の破碎施設 (移動式) (廃棄物処理法施行令第7条第8号の2) HG4000TXII 処理する産業廃棄物の種類 産業廃棄物：木くず 以上1種類		
設置場所	(処理の実施場所) 仙台市を除く宮城県内一円（排出現場等に限る。） (駐機場) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1		
処理能力	木くず 209.6トン/日 (26.2トン/時間 8時間稼働)		
許可の条件	1 移動式がれき類等破碎施設の稼働は、工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内において行うこと。 2 次に掲げる全ての環境保全対策を講じること。 (1) 移動式がれき類等破碎施設の稼働に当たっては、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第1項の規定に基づき環境大臣が定めた特定建設作業に伴って発生する騒音の基準及び、振動規制法（昭和51年法律第64号）第15条第1項の規定に基づき環境省令で定めた特定建設作業に伴って発生する振動の基準を満足できるよう、当該施設の設置位置から最も近い敷地境界線まで10m以上の距離の確保又はその他の環境保全対策 (2) 施設の稼働に当たっての条件 ①午後5時から翌日の午前8時までの時間内において行わない。 ②日曜日その他の休日に稼働しない。 (3) 移動式がれき類等破碎施設の稼働に当たっては、当該施設の設置場所付近の学校、病院その他の生活環境保全上特に配慮すべき施設のうち、設置する位置から最も近いものの位置において、当該配慮すべき施設の立地する地域における環境基準等を超えることのないよう、その場所に応じて必要な距離の確保を図るなどの環境保全対策		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		